「脱家族化」概念の拡張は 福祉・教育研究に有効か?

―― スウェーデンの福祉・教育予算を題材に ――

大 岡 頼 光

「脱家族化」概念の拡張は 福祉・教育研究に有効か?

―― スウェーデンの福祉・教育予算を題材に ――

大 岡 頼 光

1. はじめに

2014年10月31日、名古屋大学での第12回社会政治研究会 (Social Politics Forum) で、" Sweden's Welfare and Education Budget System: From the Viewpoint of De-familialization"という英語報告を行った。社会政策学会第129回大会自由報告 (2014年10月12日、岡山大学)「『脱家族化』からみるスウェーデンの福祉・教育予算編成方法」を元にしたものである。

研究会での報告の際、「脱家族化」の概念を拡張すべきという主張(後述)について、名古屋大学の田村哲樹氏(政治学)からご指摘を受けた。 「脱家族化」概念を拡張してしまうと、「脱商品化」概念と同じになってしまうのではないかという指摘である。

本論は、この指摘を受けて、「脱家族化」概念の拡張が適切なものか、 また、福祉・教育研究に有効なのかを考えたい。

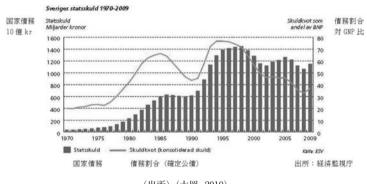
上記の社会政策学会自由報告は既にネット上での公開を終了し、一般の 方はもちろん学会員でも閲覧できない。そのため、必要な範囲でその内容 を下記で述べる。

2. 研究目的

(1) 1990 年代の財政危機下での教育投資増

スウェーデンは、1990 年代の不況で国家債務が急激に増加し、緊縮財政を とり財政再建を行った。しかし、雇用と教育関係の予算は例外的に増額した。

下記の図1は経済監視庁(ESV)によるスウェーデンの国家債務の推 移である。1990年代前半の不況により、1990年から1995年で国家債務は 2 倍以上に激増した (大岡, 2010)。



スウェーデンの国家債務 1970-2009 図 1

(出所) (大岡, 2010)

この状況下でも、① 1995/96 予算では大学などの通常の教育と訓練学校 などの定員を3万人分増、②1997年度予算でも25~55才の失業者に特別 教育手当の制度を新設。また、成人教育を10万人分拡大、③技術と自然 科学の分野で大学の学生定員を1997年に1万5千人、1999年にも1万5 千人増を行った(藤岡. 2001)。1995年のスウェーデンの人口は、約883 万人であった (年央値)。

さらに、スウェーデンは財政危機の 1996~98 年に約 1500 億円強の奨学 金増額を行った」。日本の人口に換算するなら、約2兆1400億円の増額に 相当する。日本の2013(平成24)年度の文教及び科学振興費は約5兆4 千億円。いかに巨額の奨学金増額だったかがわかる²。

不況下でも巨額の教育投資と奨学金増額ができたのは、スウェーデンの 高齢化率が低かったためではない。1995年の高齢者人口指数(20~64歳 人口に対する65歳以上人口の比率)は30.2で世界一高く、高齢者の票の 比率は世界最高だった (大岡、2014: 87-89, 101-102)。

なぜ、これだけの巨額の教育投資と奨学金増額ができたのか。社会政策 学会大会報告では、以下の視点からこの問題を考えた。

- ①巨額の教育投資と奨学金増額は、比較福祉国家論のG ・エスピン・アン デルセンのいう「脱家族化」としてとらえるべきである。それにより、人生 前半の育児・教育と、後半の年金・介護それぞれに対する家族責任の考え方 とその諸関係を、全体として総合的に見ることができるからである。
- ②巨額の教育投資と奨学金増額は、同時期に行われた財政再建と国家予 算編成の改革によって可能になったのではないか。

以下では、「脱家族化」研究領域の拡張の必要性を述べた上で、拡張し た「脱家族化」概念の可能性を考える。その上で、拡張した「脱家族化」 という視点から、スウェーデンの財政再建と予算改革の特徴を見ていくこ とにしたい。

(2) 「脱家族化 | 研究領域の拡張の必要性

「脱家族化」は、これまで主に育児や介護などのケア領域に限定されて 国内外で研究されてきた。

しかし、筆者は、大学生活費の親負担主義の廃止など、広く家族間の経済 的な依存を断ちきる政策を「脱家族化」をすすめる政策ととらえ直すべきだ と主張した。エスピン・アンデルセン自身の「脱家族化」の定義は、「個人の 家族への依存を減らす政策。家族や夫婦の間での相互依存から独立して、個 人が経済的資源を最大限自由に使えるようにする政策」(Esping - Andersen, 1999: 45) で、ケアの領域に限らない広い射程を持ちうるからである。

親の人生で2番目に高い買い物である大学教育の費用を、公的に負担し

て「脱家族化」する。長期的戦略として、若者の自由な進路をまず公的に保障する。人生初期に家族主義の根本を断つ政策を打つ。それにより介護は家族がしなければという考えから解放され、介護の「脱家族化」につながるのではないか、という問題意識から出発した研究である。結論としては、むしろ少子高齢化に伴う労働力不足への対策のために、人生の初めから教育を家族だけに任せない文化を創ること、すなわち教育費負担の「脱家族化」を唱えた(大岡、2014)。

その発想のポイントは、介護の「脱家族化」を進めるためには、まず先行して教育費負担の「脱家族化」が必要だろうという点にある。「脱家族化」研究を教育費負担にまで拡張することで、人生全体で育児・教育・介護等の「脱家族化」(現在の日本ではむしろ「家族化」)の諸関係がどのように社会的制度として構造化されているかをとらえようとしている。これについては、次の(3)でより詳しく述べる。

「脱家族化」では教育も考えるべきとする他の研究も紹介しておこう。 教育社会学の青木紀も、「脱家族化」を教育費負担の点で議論すべきだ とし、教育福祉論だけでなく、さらに大きくは教育社会学や教育行財政学 などの解かねばならない課題と位置づけている(青木、2005)。

海外ではイタリアの社会学者 C・サラセノが、「脱家族化」は高等教育への権利を含むという。「脱家族化」は、社会的権利(たとえば、最低限収入保障、若者の失業保険給付、高等教育への権利、ケアを受ける権利など)の個人化が、家族の責任と依存を減らすことだとする。しかし、高等教育についてはヨーロッパ教育情報ネットワーク Eurydice を紹介するだけで、高等教育への権利の実態は分析していない(Saraceno and Keck, 2009)。その後の論文も「脱家族化」は高等教育への権利を含むというが、その分析はケア領域に限られている(Saraceno, 2010;Saraceno and Keck, 2011, 2010)。他にも、家族手当での所得審査の有無による、ヨーロッパ諸国の「脱家族化」の違いの研究があるが、高等教育の分析はしていない(Saraceno, 2004)。

以下では、高等教育を中心に教育も含めた、拡張した「脱家族化」とい う視点から、スウェーデンの福祉・教育予算の編成方法の改革を検討して いく。スウェーデンの財政再建と予算改革の話をする前に、拡張した「脱 家族化」にどのような可能性があるのかを、まず考えよう。

(3) 拡張した「脱家族化」概念の可能性

社会政策学会大会報告では、エスピン-アンデルセンの「脱家族化」を、 ケア領域に限定せず、教育費の公費負担化など、広く家族間の経済的依存 を断ちきる政策を「脱家族化」ととらえ直した。その視点から、福祉・教 育予算の編成方法を検討した。

対象は、教育を家族だけに任せない文化を創った、すなわち教育費負担 の「脱家族化」を徹底したスウェーデンである。1960年代に制度改革が 行われ、裕福な親がいても、大学生の子は、返さなくてよい給付奨学金が もらえるようになった。それまでは親の所得調査をし、裕福なら親が払え という制度であった。この改革の後、上層中流の学生でも生活費を親に頼 らず、政府の奨学金に頼る者が増えた(大岡. 2014)。

このように「脱家族化」を進めるには育児・教育など、(これまでの日 本では家族が担うことが当然とされてきた)人生前半の社会保障の充実が 必要である。

脱家族化には、①保育や教育など「人生前半の脱家族化」と②年金や介護 など「人生後半の脱家族化」の二つが考えられる。社会保障論の広井良典の 「人生前半の社会保障」(広井、2006) からヒントを得た区別である。人生全 体の脱家族化にとって、より重要なのは①人生前半の脱家族化である。

なぜ人生前半の脱家族化がより重要か。三つの理由がある。

①「人生前半の脱家族化」は「人生後半の脱家族化」につながる可能性 があるが、「人生後半の脱家族化」は「人生前半の脱家族化」にはつなが りにくいからである。

人生前半を脱家族化しないということは、人生前半を家族に、つまりは

親に頼るということである。大学教育費の負担は、親には人生で2番目の大きな買い物である。それだけの負担を親にしてもらったという負い目は、親の老後は自分が面倒見なければという責任感につながりうる。人生前半を脱家族化し教育費を親の負担ではなく社会の負担にすれば、介護の責任を義務づける大きな経済的贈与を親が子に行うことは少なくなり、人生後半の介護の脱家族化にもつながる可能性がある。

- 一方、人生後半の脱家族化は、人生前半の脱家族化にはつながりにくい。 たとえば介護を家族の代わりに社会が行ったとしても、それは保育や教育 費の負担も社会がすべきだという考えにはつながりにくいからである。
 - ②少子高齢化の日本を支える若者の進路保障のためである。

少子高齢化がすすむ日本の社会を支え続けるには、貧困家庭でも有能な若者には進路を公費で保障し、その能力を最大限発揮してもらう必要がある。教育費の公的な負担を増やし、多くの税収をもたらす優秀な大卒者をより多く育成することが必要だろう。日本では30代の労働者の仕事が、高卒よりも大卒を必要とする方向に変化しているからである(矢野, 2011)。

少子高齢化の中で社会保障制度を持続可能にするには、将来の労働力になる若者の教育を充実させる必要がある。少子高齢化のため、生活を支えるべき高齢者一人あたりの現役世代の人数は確実に減る。高齢者世代を現役世代が支える今の仕組みを維持しようとするなら、現役世代がよりよい教育を受け、高収入の仕事に就き、より多くの税金や保険料を負担する必要がある(大岡, 2014)。

③女性労働力を活用し、少子化にブレーキをかけるためである。

より多くの女性に職場で働き続けてもらうためにも、公的負担によって 保育・就学前教育・学童保育などを充実し、「人生前半の脱家族化」を進 める必要がある。出産すれば退職が当然という日本の職場を変えない限 り、少子化も一層進んでしまう。

日本は基本的に選別主義の考えから政策が作られてきたが、②や③と いった将来への投資になる「人生前半の脱家族化」は普遍主義の立場への 転換をめざすべきである。急激な少子高齢化社会を支え続けるためには、 「人生前半の脱家族化」という将来への投資は欠かせないからである。

「人生前半の脱家族化」がなぜ重要か、どのような国が「人生前半の脱 家族化」に向けた政策を行いやすいのかに関しては、「新しい社会的リス ク上論等の先行研究も参考になる。次節で検討する。

3. 関連する先行研究

(1) 新しい社会的リスク論

新しい社会的リスクは、「脱工業化に伴う経済・社会変動のために、人々 が生涯において直面するリスク」である(Taylor-Gooby, 2004: 3)。

政治学の稗田健志によれば、これまでの工業社会では、仕事をして賃金 を得る労働者の経験するリスクは、病気・失業・老齢などで賃金が得られ なくなるというものが主だった。このような「伝統的な社会的リスク」に は、働けなくなった人に現金を給付することで、労働しなくても生きてい けるようにする政策がとられた。

しかし、社会が脱工業化するにつれ、リスクも変わってきた。子育て・介護・ 若年長期失業などが原因で、そもそも労働市場に統合されなくなってしまうり スクが現れてきたのである。このような「新しい社会的リスク | 向けの社会政 策には、職業訓練や保育・介護サービスなどの現物給付を通じて、再び働くこ とができるようにするという特徴がある(Hieda, 2012; 稗田, 2011a)。

新しい社会的リスクに関連する研究において、政治経済学者テペ(Tepe) とヴァンヒュイッセ(Vanhuysse)は、少子化や就労問題などの新しい社 会的リスクがやってきたタイミングが重要だと指摘する。高齢化が進む前 に新しい社会的リスクに対応する必要があった国、いいかえれば、最初に 新しい社会的リスクがやってきて、その後になって初めて高齢化がおこっ た国では、新しい社会的リスクにむけての支出を十分増やすことができた という仮説を立て、その検証を行った。その結果、北欧諸国は、就労不能 給付³ や、教育や積極的労働政策といった人的資本政策に有意により多く 支出し、新しい社会的リスクへの支出を十分行っていることがわかった。 これは「社会的投資国家」についてのアイヴァーセンらの研究(Iversen and Stephens, 2008)と同様の結果になっている(Tepe and Vanhuysse, 2010)。

エスピン・アンデルセンも、北欧諸国は若い家族への社会サービスを優先させる点でユニークであるという。他のヨーロッパ諸国は消極的な保護にばかり過度に支出していて、市民の自立能力を高めるような形での投資が少なすぎる(Esping-Andersen, 2000: 7)。

テペらも言及しているボノーリは、北欧諸国ではサービス産業化や女性の雇用率上昇といった脱工業化が、福祉国家が成熟する以前に訪れたため、古いリスク層と新しいリスク層との対立が生じずに制度再編が進んだという。近年になるほど社会の少子高齢化は進み、とくに年金支給額が膨大になるため、新たな政策への財政支出はむずかしい。政策導入の時期が後の制度経路を規定するため、「タイミングが重要」であるという(Bonoli, 2007;西岡, 2009: 65-66;大岡, 2010)。

(2)「福祉国家の年齢指向 | 論

リンチ(Lynch, J.)によれば、高齢化という要因だけでは、財政支出が高齢者に有利か否かの国による違いを説明できない。先進工業諸国のなかには、高齢者に財政支出を集中させる国家もあれば、非高齢者(児童・若年層・女性など)への社会保障支出も重視する福祉国家もある。そして、この高齢者対非高齢者の支出割合の各国間のちらばりは、近代化論や権力資源動員論が予測する類型に一致しない。

高齢者に有利な傾向は、福祉デザインの歴史的選択と、選挙競争によってよりよく説明される。第一に、20世紀初めの福祉プログラムは、狭い職域の社会保険中心によるものか、より普遍主義的な市民権に基づくものに分かれた。職域社会保険型では最初から労働市場のインサイダーを守る

ことのみに集中し、それが今日の高齢者のみを守ることにつながってい る。これとは対称的に、普遍主義的な市民権型(スウェーデン・デンマー クなど)では、子どもや母親といった、労働市場のアウトサイダーをも守っ たのである。

第二の分岐は、第二次世界大戦前後の何十年かに、職域社会保険型の国々 の中でさらに起こった。プログラム型政治競争が行われた国(仏・オラン ダなど)では、市民権に基づく普遍主義的給付を牛み、世代間でバランス の取れた給付システムを形成した。一方、個別利益誘導型の政治競争の国 (日・米など)では、職域社会保険中心の福祉国家が形成され、職業を構 断した連帯が見られなかった。その結果、高齢者層に偏った給付システム を形成したとリンチは論じている(Lynch, 2006: Tepe and Vanhuysse, 2010: 219;田中. 2009;稗田. 2011b: 29)。

(3)「人生前半の脱家族化」との関係

上記の(1)(2)の研究群からは、「人生前半の脱家族化」を行いにくい 国が予想できる。

(1) の新しい社会的リスク論によれば、社会が脱工業化するにつれ、 子育て・介護・若年長期失業などで、そもそも労働市場に統合されなく なってしまうリスクが現れてきた。このような「新しい社会的リスク」向 けの社会政策には、職業訓練や保育・介護サービスなどの現物給付を通じ て、再び働くことができるようにするという特徴がある。

最初に、労働市場に統合されなくなってしまうという新しい社会的リス クがやってきて、その後になって初めて高齢化がおこったスウェーデンの ような国では、新しい社会的リスクにむけての支出を十分増やすことがで きたという。逆に言えば、先に既に高齢化が進んだ日本のような国では、 新しい社会的リスクに対応する職業訓練や保育・介護サービスなどの現物 給付を増やすことは、これまであまりなかったということである。ここか らは、既に高齢化が進んだ日本では、新しい社会的リスクに対応する現物 給付を増やし、働くことができるようにする政策を打つことは、困難だろう、という予想が出てくる。「人生前半の脱家族化」の主な要素は保育や高等教育を充実する政策であり、新しい社会的リスクに対応する政策でもある。よって、「人生前半の脱家族化」を進める政策は、既に高齢化が進んだ日本では、「新しい社会的リスク」論によれば、行いにくいことになるだろう。とくに年金支給額が膨大になり、新たな政策への財政支出が難しくなるからである。

つまり、「新しい社会的リスク」論によれば、既に高齢化が進んだ日本では、「人生前半の脱家族化」を進める政策は行いにくい、と予想される。しかし、高齢化の進展は1990年代のスウェーデンも同様であった。前述したように、スウェーデンの1995年の高齢者人口指数は世界一高かった。それにもかかわらず、スウェーデンが大学生数を大幅に増やし、奨学金を充実させ、「人生前半の脱家族化」を進めた。「新しい社会的リスク」論の議論では、それをうまく説明できない。

一方、(2) の「福祉国家の年齢指向」論では、普遍主義的な市民権型であるスウェーデンは、高齢化に関係なく、子どもや母親といった、労働市場のアウトサイダーをも守る。高齢化が進もうと、「人生前半の脱家族化」を進める政策をとる傾向を持ち続けるという想定がそこにはある。

しかし、「新しい社会的リスク」論のボノーリがいうように、1990 年代のスウェーデンのように高齢化が進んでいれば、年金支給額が膨大になっていたはずだ。大学生数を大幅に増やし、奨学金を充実させ「人生前半の脱家族化」を進めるという新たな政策への財政支出が難しかったはずである。なぜ、スウェーデンでは、それが可能だったのか。年金改革により年金支給額を削減して、年金制度からの国家財政への負荷を減らしたのだろうか。

スウェーデンが、1990年代の財政危機の間に、財政再建と予算改革を 行ったことは既に述べた。それらには、どのような特徴があったのかを、 上記のような視点から、以下で検討する。

4. 1990 年代のスウェーデンの財政再建と予算制度改革

(1) 財政再建――歳出削減は現金給付で優先的に実施

2. で述べた「新しい社会的リスク」向けの社会政策には、職業訓練や 保育・介護サービスなどの現物給付を通じて、再び働くことができるよう にするという特徴がある。

スウェーデンの1990年代の国家予算編成改革に伴う財政再建案での歳 出削減は、家計に対する現金給付で優先的に実施された。教育、医療、社 会福祉という現物給付の対人社会サービスは削減を抑制されたのである。

これは、人々を働くことができるようにする現物給付の対人社会サービ スを重視する点で、「新しい社会的リスク」向けの社会政策の特徴を表す もののようにも見える。詳しく見ていこう。

1994年から1998年に実行された財政再建策の策定においては、3つの 原則が採用された。第1に、需要に対して悪影響をもたらさないように一 定期間をかけて政策を実施すること、第2に、再分配政策の観点から高所 得者層により大きな負担を求めること、第3に、歳出削減は教育、医療、 社会福祉という対人社会サービスよりも家計に対する移転給付において優 先的に実施することというものであった(伊集・古市. 2013: 204: Swedish Ministry of Finance, 2001: 27)

財政再建を進める中でも、1997年の春季財政政策案 (Prop. 1996/97: 150) では、失業を減らすためのいわゆる「5 大プログラム」が作られ、 それらは削減するのでなく、さらに多くの予算を割くべきであるとされた (OECD, 1998: 166)。すなわち、①医療、介護、教育における雇用を増 やすための自治体への補助金の大幅増額、②成人・高等教育の拡大、③環 境の改善のための投資プログラム、④中小企業とエネルギー大量消費型企 業に対する選択的な税の控除、⑤中高年労働者のための一連の労働市場プ ログラムと労働市場訓練へのより多くの資源投入である(Regeringens proposition, 1996/97:150: 81-91; OECD, 1998: 54-57)

この5大プログラムのうち、①②は、脱家族化にもつながるものである。 以下では、主に①②について詳しく検討していく。

①自治体での雇用創出と②教育の拡大が重視されたのは、失業率が高かったからである。特に16才から24才の若者の失業率が1990年代前半に急激に悪化した(図2)。

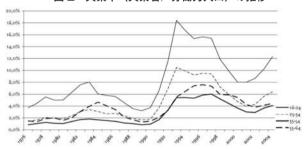


図2 失業率(失業者/労働力人口)の推移

(出所) (Riksrevisionen, 2006: 12; 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社, 2006: 150)

次に、1995年から2009年までの国家予算の変化(図3)を見てみよう。

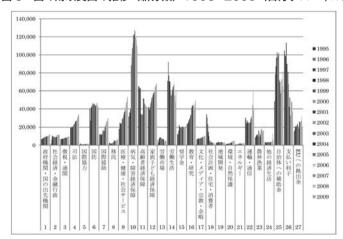


図3 国の財政支出の推移(新分類)1995~2009(百万クローネル)

(出所) (ESV, 2010, Tabell 10より作成)

さきほどあげた①雇用創出のための基礎自治体への補助金、②成人・高 等教育の拡大(奨学金、教育・研究)だけを取り出すと、以下の図4にな る。

国の財政支出(一部)の推移(新分類)1995~2009(百万クローネル)



(出所) (ESV. 2010. Tabell 10より作成)

奨学金の増額が巨額だったと 1. (1) で述べたが、1990 年代後半の基礎 自治体(コミューン)への補助金の増額はそれをはるかに上回るものであっ たことがわかる。

スウェーデンでは、年金、親手当、児童手当、住宅手当等の、社会保険・ 各種の現金給付は主として国が行い、サービス給付は主として地方自治体 が行っている。地方自治体は、基礎的自治体である290のコミューンと、 広域自治体である20のランスティングの二層から構成されている。ラン スティングは保健・医療サービスの提供を行い、コミューンは介護、教育 等のサービスの提供を行う(樋口, 2009)。

政府の自治体への補助金は、自治体での医療、介護、教育における雇用 を増やすためのものであったが、一般交付金であり、その使途は自治体に ゆだねられている⁴。よって、医療、介護、教育に実際にどれだけの予算 を各自治体が使ったかを知るためには、地方自治体の予算執行まで検討し なければならない。

社会政策学会大会報告では、「人生前半の脱家族化」がより重要だとい

う視点に立った。よって、分析の焦点は、教育等の「人生前半の脱家族化」 と年金・介護等の「人生後半の脱家族化」のどちらが重視されているかと いう点にあてた。

医療は人生前半と後半の費用に分けることが難しいので、社会政策学会 大会報告では分析を行わなかった。以下では介護と教育等のサービスのど ちらが重視されたかを分析する。それらはスウェーデンでは基礎自治体の コミューンの責任なので、コミューンの予算を分析することになる。

(2) 介護よりも教育等を重視

コミューンについて 1990 年代後半からの支出データが得られたのは、 図 5 の住民 1 人あたりのコストの金額である⁵。

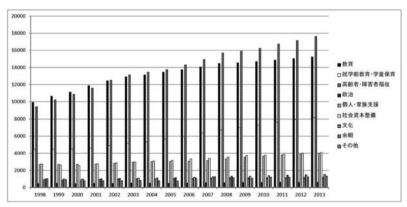


図 5 コミューンの活動別支出内訳(住民 1 人あたり、クローノル)の推移

(出所) (SCB, 2014a) より作成。

伸びが大きいのは、①教育、②就学前教育・学童保育、③高齢者・障害者福祉である。教育は、基礎学校の9年間と高校3年間が、基礎自治体のコミューンの責任である。伸びの大きさ順に並べ替えると、③高齢者・障害者福祉>①教育>②就学前教育・学童保育となる。

2000年には高齢者福祉が高齢者・障害者福祉の71%を占めていたが、

2012年には63%と漸減している(SCB, 2014b, 2006)。これをもとに高齢者福祉のみの数字を計算し、教育等(①教育、②就学前教育・学童保育)と比べたのが、下記の図6である。

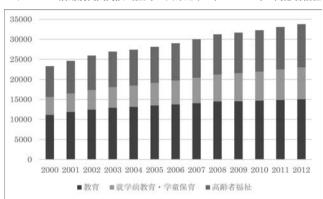


図 6 コミューンの活動別支出内訳(住民 1 人あたり、クローノル)、高齢者福祉と教育等

(出所) (SCB, 2006, 2014a, 2014b) より作成。

2000 年から 2012 年までの支出伸び率は高齢者福祉の 40% よりも、教育等(①教育、②就学前教育・学童保育)の 47% の方が大きい。スウェーデンが、「人生後半の脱家族化」である介護・高齢者福祉よりも、「人生前半の脱家族化」である教育等をより重視したのがわかる。特に、②就学前教育・学童保育の伸び率が 77% と高く、日本の小中高にあたる①教育の支出伸び率は 35% に過ぎない。ここでの就学前教育は、日本の保育園や幼稚園を含むものにあたる。よって、スウェーデンのコミューンは、1. (3)で述べた「人生前半の脱家族化」が重要である理由の「③女性労働力を活用し、少子化にブレーキをかけるため」を重視していると考えられる。

(3) 国家予算改革の5つのポイント

次に、国家予算の改革の中身を見ていこう。スウェーデンの1990年代 の予算編成改革には、5つのポイントがあった。1996年に新システムが実 施され、1997年度予算から始まった。注目されるのは、優先順位等を首相とだけ予め相談し、歳出分野の上限額の財務省案を作成することである。首相が政治的な優先順位を決定できるトップダウン方式で、全体を見据えた決定が行いやすいと評価できる。

①3ヶ年予算と政治的優先順位

核心にあるのは、3ヶ年のフレーム予算と歳出シーリングである。その 特徴は、政治主導のトップダウン方式で3ヶ年の支出総額のシーリングを まず決め、その後通常の予算を編成する。積み上げでなく、政治的な優先 順位を踏まえて、27の歳出分野の上限額を先に決めるようにした。

②省庁の縦割り予算廃止

省庁ごとの予算を、27の歳出分野に変更した。省庁の縦割りではなく、 個別の政策分野毎の歳出額を明らかにすべきと議会が考えたからである。 27の歳出分野は国会の委員会の構成を反映している。省庁は13なので、 1つの省庁が複数の歳出分野に責任を持つ。1つの歳出分野に、複数の大 臣が責任を有する場合もある。

③首相判断と集中的な予算閣議

予算閣議は、3月末の2日間、首相の別荘で行う。歳出分野の上限額の 財務省案は、優先順位等を首相とだけ予め相談する。財務省案は閣議の1 週間前にのみ各大臣に知らせる。横並びの要求を防ぐためである。

各省大臣が予算増を求める場合は、他の歳出分野からの資源の再配分を 求めるか、所管する歳出分野間で再配分する必要がある(田中, 2011a: 252-266: 2013: 105-112)。

④大臣間の相互チェック

所管する歳出分野の増額を求める大臣は、他の大臣たちの前で、増額の必要性を説明しなければならない。こうして、マクロ経済的な予算制約を閣僚たちに強く意識させ、各大臣は、財務大臣や首相の介入無しに、自分自身でも予算をコントロールするようになる(Molander, 2000)。

⑤支出額が未確定の歳出も国家予算に統合

従来、失業給付などの社会保障基金は、国家予算とは区別された予算に なっていたが、これらも国家予算に統合された(田中、2011a)。従来区 別されていたのは、支出額が未確定の歳出であるという理由からであっ た。

社会保障基金を国家予算から外してしまうと、基金の所管大臣や公務員 は、歳出シーリングに自分たちも拘束されると考えなくなってしまう。支 出額が未確定の歳出もシーリングのたがをはめることが、予算改革では重 要である。予算の制約が、社会保障関連の法律で保証されている権利を踏 みにじることがないよう、政策決定者と公務員は、予測をより正確にし、 予算オーバーが予測されたら、それへの対処法について政治的な議論を公 開して行わざるをえなくなる。

所轄官庁は予算オーバーが予測されたら、政府に公式の手紙を書いて、 問題を伝え予算増を要求しなければならない。予算オーバーの額に応じ、 所轄官庁の裁量内の予算の中で対処するか、そうでなければ全内閣を巻き 込む予算の議論になる。予算法は、個々の歳出の10%までの歳出増を内 閣に認めている。予算オーバーが10%を超えると、新しい国会の議決が 必要である。どちらの場合も、全体の歳出シーリングと個別の歳出分野の シーリングは守らなければならない。10% までの歳出増を内閣が認めた 場合、遅くても次の予算案(春か秋)の時点で国会に知らせる必要がある。

1990年代の予算編成改革で、財務省に籍を置き改革を進めたP・モラ ンデルが上記の改革案を発表したとき、「アイデアはいいが、非現実的だ」 といわれたという。多くの人は、改革が遠大すぎる。特に、労働政策と 社会保障分野での歳出にもたがをはめるのは、と考えた。しかし、これら の分野を歳出シーリングから除外したもっと穏当な改革では、成功しな かっただろう (Molander and Holmquist, 2013: 22, 28, 34)。

また、スウェーデンの歳出シーリングは当初予算だけでなく補正予算に も効力が及び、補正予算も含めた年度内歳出の総額が歳出シーリングを超 えてはならない。歳出額がシーリングを超えそうな場合には、政府はこれ を避けるために、実施可能な施策を行うか、または議会に対して必要な施策を提案しなければならない。下記の図7のように、これまで歳出実績が歳出シーリングを超えた例はない(財務省財政制度等審議会、2014)。

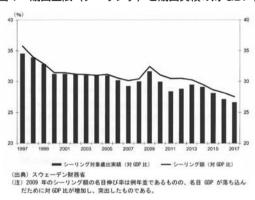


図7 歳出上限(シーリング)と歳出実績の対 GDP 比

(出所) (財務省財政制度等審議会, 2014: 150)

モランデルによれば、改革のポイントは、予算改革問題を検討する委員会に学者・研究者だけでなく、各政党の政治家を入れたことであった。スウェーデンの予算制度改革は、政治家にとっては、予算ぶんどりで私が地元にお金を取ってきたといいうる政治的影響力を減らすことになる。それにもかかわらず、改革に携わった政治家たちは、改革に邁進した。自分の政治的影響力よりも、予算制度改革を成し遂げることが大事だという理解が政治家たちの内面に植え付けられたからである。委員会において、政治家が研究者とともに従来の予算制度の問題を理解し、改革の方向性はこれしかないと納得したが故に、政治家たちは改革の推進力になりえた(Molander and Holmquist, 2013)⁸。

スウェーデンでは、専門調査委員会制度が有効に活用されている。委員会では、さまざまな学問分野の研究者と政治家が、問題を根本からとらえたバランスのとれたレポートを作成する。そして、その委員会のレポート

の内容は大手の新聞で取り上げられて議論され、多くの人に知られること になる。スウェーデンの専門調査委員会は、政策作成過程に影響を与える 機会を他の国に比べ多く持っている(Eichhorst and Wintermann, 2005: 22)

このような専門調査委員会を日本でも作り、実質的な議論を政治家・研 究者・マスコミ・一般市民の間で行い、将来の日本が目指すべき方向を探 る什組みを作っていくことが必須であると考える。

(4) 高等教育への投資を増やす根拠 ―― 年金改革とは無関係

モランデルへのインタビューでは、「大学牛数や奨学金額を増やすこと ができたのは、上記のような改革で社会保障基金の削減にも成功できたか らか?」という質問も行った。特に念頭に置いていたのはほぼ同時期に行 われた年金改革である。だが、年金改革とは無関係だとの答えであった。

その後、調べてみて分かったのは、年金改革ワーキング・グループは、 1994年2月の政府調査報告書で、年金改革の実施により、2010年には410 億クローネルの国家予算への負担増になると予想していたことであった (SOU. 1994:20: 4.545)。年金改革でのコスト増は、スウェーデン最大 の通信社であるスウェーデン通信社の 1996 年 12 月の時点の記事でも同様 に予想されていた (Tidningarnas Telegrambyrå, 1996)。

一方、大学入学者枠を3万人も増やし、奨学金予算の巨額増となった予 算は、1995/96年の予算である。この予算案は、1996年6月10日に政府 から国会へ提案されている。

つまり、高等教育予算を急増する予算案は、年金改革で将来 410 億クロー ネルの国家予算の負担増が見込まれる中で提案された。年金改革で国家予 算への負担が軽くなるという見通しがあって、高等教育予算を急増したの ではなかったのである。

年金改革で国家予算の負担増が見込まれるにもかかわらず、入学者枠を 増やした根拠は、大卒者の方の失業率が低く、今後大卒者の需要増が見込 めるから、という予想であった(Regeringens proposition, 1995/96:222:6.6-6.7)。その労働力需給予想は、政府調査報告書『積極的な労働市場政治』にもとづいており、Nutek(スウェーデン産業・技術開発庁)が行ったものである(Regeringens proposition, 1995/96:222:6.10; SOU, 1996:34a:183;1996:34b:33)。Nutekは、地域開発に関わる国の諸機関のなかで最も重要な役割を担っている。新しい事業の創出、より一層の事業の成長と並んで、より強い地域の創造を促進することを使命とする機関である。事業開発と地域再生を支援することで持続可能な経済成長と繁栄を促進することを目指している(小内、2009)。

日本では、労働政策研究・研修機構が「労働力需給の推計」を 2005 年から 2014 年現在までネット上でも公開している。少子高齢化のために予想される労働力不足をにらんで、どのような分野の高等教育の学生数を拡大していくべきかという視点で、日本でも「労働力需給の推計」の活用を図るべきである。

3. (1) の図2でみた、若年層の急激な失業率の上昇に対処するためにも、大学入学者枠の3万人増がスウェーデンでは行われた。不況で他の予算を削りながらも教育予算の大幅増ができたのは、3. (2) のように急激な失業率の上昇に対処するという政治目標を掲げながら財政再建に取り組み、3. (3) のように失業への対処策としての教育予算増をトップダウン方式で決定できる予算編成改革を行ったからであった。

予算編成改革は、年金改革とほぼ並行して行われた。次に、年金改革の 一部では、国家予算の削減に成功した点を見ていこう。

5. 低所得者向け年金予算の削減でも貧困は増えず

(1) 保証年金向け予算の削減

年金改革で国家予算の負担増が見込まれたのは下記のような理由からである。

年金の旧システムでは、雇用されない間(兵役、失業、その他)におけ る年金ポイントは、国家もその他の社会保険団体も拠出をせず、結果とし て財源の手当がなされていなかった。新システムでは、年金ポイントは、 兵役・育児・教育の間も加算される。その際に政府が実際に拠出を行うこ ととなったため、国家予算の負担が増えた(アンダーソン、2004)。

全体としては国家予算の負担増になったが、国家予算が削減された部分 がある。それは低所得者向けの保証年金(Garantipension)である。保証 年金は、低年金者に対する最低限所得保障を行い、その財源は国税 100% である。スウェーデンの年金制度は、1999年の改革により、賦課方式で 運営される所得比例年金(Inkomstpension)と積立方式で運営される積 立年金(Premiepension)を組み合わせた仕組みに再編された。年金額が 一定水準に満たない者には、国の税財源による保証年金が与えられる(図 8) (厚生労働省, 2013: 251)。

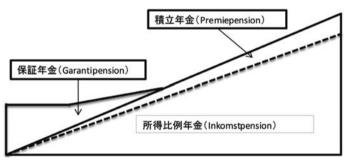


図8 スウェーデンの年金制度体系

(出所) (厚生労働省, 2013: 251)

保証年金の予算は、図3の国の財政支出の推移の「11 高齢者経済保障 | に計上されている。「11 高齢者経済保障」だけを取り出して、その中身を みてみよう。

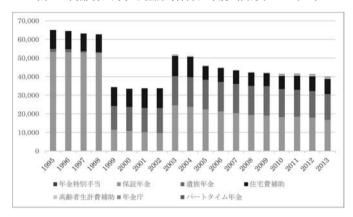


図 9 高齢者に対する経済的保障。年別(百万クローネル)

(出所) (ESV. 2010. Tabell 10) より作成

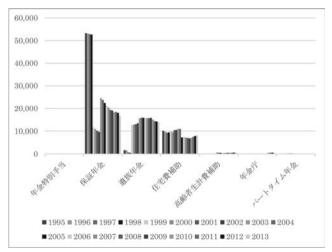


図 10 高齢者に対する経済的保障。項目別(百万クローネル)

(出所) (ESV, 2010, Tabell 10) より作成

図9と図10を見ると、高齢者に対する経済的保障の国家予算額は明らかに減っている。特に、保証年金の減り方が大きいことがわかる。

これは保証年金の金額が年々切り下げられたからだとは考えにくい。改

革を政治的に受け入れやすくするため、低所得年金生活者に与えられる新設の保証年金は従来よりも高額の年金になった(アンダーソン,2004:44.49)。それを改革後にどんどん切り下げることはまずしないだろう。

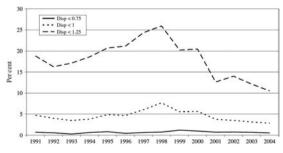
また、保証年金の給付に際しては、所得比例年金と積立年金からの所得のみを審査し、他の収入源の審査は行わない。これは運営事務を劇的に単純化するとともに、資格認定のスティグマ化を避けることにもなった(アンダーソン、2004:44)。スティグマ化がないのであるから、保証年金の総額はむしろ増えそうである。

それにもかかわらず、低所得者向けの保証年金の国家予算が明らかに 減っている。なぜ減ったのか。また、減ったため、高齢者の貧困率が高まっ ているのではないかと当初は考えた。

(2) 高齢者の貧困率の改善

しかし、実際には高齢者の貧困率は高くなってはいなかった。スウェーデンには、貧困を測るためによく使われる方法が二つある。一つは EU にならって相対的貧困を測り、もう一つは絶対的貧困を測る。保健福祉庁(Socialstyrelsen)は絶対的貧困を測る貧困線を採用している(Gustafssonほか、2009)。下記の図 11 のように 1999 年の年金改革以降をみても、年金生活者の貧困率は高まるどころか、むしろ低くなっている。

図 11 スウェーデン保健福祉庁の貧困線の 75、100、125% 未満の年金生活者の割合



(出所) (Gustafsson, Johansson and Palmer, 2009: 552)

また、1993年から2007年までの他の貧困率の平均値データを見ても、1999年の年金改革以降、高齢者の貧困率はむしろ下がっている(表1)。

表 1 貧困線の 75、100、125% 未満の高齢者の割合。各期間の平均値(%)

	ひどく貧困			貧困			ほぼ貧困		
	貧困線の 75%未満			貧困線の 100%未満			貧困線の 125%未満		
	1993-	1999-	2003-	1993-	1999-	2003-	1993-	1999-	2003-
	1998	2002	2007	1998	2002	2007	1998	2002	2007
65-74 歳	0.5	0.7	0.5	3.6	3.8	1. 9	18.6	15.8	8.1
75 歳以上	0.8	1.0	0.4	9.8	8.2	4.3	46. 1	36. 5	21.9

(出所) (Socialstyrelsen, 2010: 100-101) より作成

(3) 高齢者の就業率の上昇とその背景

明らかに保証年金への国家予算が減ったのに、高齢者の貧困率が上がらなかったのはなぜか。高齢者が働くようになったからだと考えられる(図12、図13)。

図 12 男性就業率の推移(各年齢層の平均値、%)

(Lindquist and Wadensjö, 2012: 7)

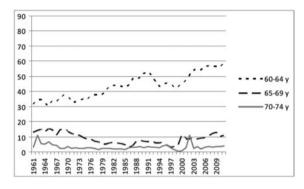


図 13 女性就業率の推移(各年齢層の平均値、%)

(Lindquist and Wadensiö, 2012: 8)

では、なぜ高齢者の就業率が上がったのか。

2001年5月に成立した雇用保護法 Lagen om Anställningsskydd (LAS) の改正により、法定定年年齢の65歳から67歳への引き上げが2003年から実施されたことが一つの要因である(Wadensjö, 2011:15, 24)。これは、主要労使の反対を押し切って国会で可決されたもので、従来のスウェーデン政治では考えられないこととされている(労働政策研究・研修機構, 2004:83-84)。

2001年から2011年の就業率を見ると、男女同じく65歳と66歳の就業率が上昇している。特に男性の65歳の就業率の上昇が大きい。これには、2001年の雇用保護法改正だけでなく、1999年の新しい年金制度改革とそれについての情報が重要な役割を果たしたとみられている(Wadensjö, 2011: 25)。

当初から、保証年金への国家予算が減っていくことは予想されていた。 1999年改正後の所得比例年金は原則として所得上昇に応じて上がるが、 保証年金は物価上昇に応じて上がる。スウェーデンでは、ふつうは所得の 方が物価よりも上昇する。所得比例年金をより多く受ける者ほど、保証年 金の額は小さくなる。よって、所得に連動する所得比例年金と物価に連動 する保証年金の組み合わせは、保証年金が次第にその意味を失っていくことを意味する。特に新たに年金生活者になる世代にとってはそうなる。これは所得上昇が続く限り、あてはまる(Pensionsmyndigheten, 2013: 6)。

スウェーデンの年金改革では、制度自体の中に高齢者の就労を促す仕組 みが埋め込まれていたと考えられる。

6. 人生前半と後半の「脱家族化」をどう組み立てるべきか

2. でみた「新しい社会的リスク」論や「福祉国家の年齢指向」論だけを読むと、日本は「人生前半の脱家族化」を進める政策を改革により新た に始めるチャンスはないという思考に陥ってしまいそうになる。

しかし、これらの論は、今まで日本が本来実行すべき改革を断行してこなかった現状をもとに、説明モデルを組み立ている。日本では改革は難しいというモデルになるのは当然だろう。

現在の日本にとって必要なのは、これまでのモデルをくつがえす、実行 可能な改革の論理をもつ新たな社会構想をつくることである。

スウェーデンは、高齢者の票の比率が世界一多い 1990 年代後半においても、大学生の定員を大幅に増やし、その奨学金を公費で用意することで「人生前半の脱家族化」の拡大を行った。それとほぼ並行して、「人生後半の脱家族化」につながる年金の改革を、高齢者がより安心できる形で行った。年金改革のために国家予算への負担は増えたが、貧困率を上げることなく低年金者向けの国家予算を削減することも一方でできた。それは高齢者がより働くようになったためであった。

これらは、今後の日本でも、保育や教育などで「人生前半の脱家族化」 をすすめるには、高齢者により多く働いてもらえる制度改革が必要である ことを示唆する。

日本の基礎年金の給付の 1/2 は一般財源により賄われている。大企業の 役員といった高所得者も税金の恩恵を受けている(田中, 2011b)。裕福

な高齢者に、相対的に貧しい勤労世代からの税金から、年金という形で所 得を再分配することは公平でない(井堀, 2009:102)。高所得の高齢者 に対する基礎年金への税投入は、正当化できない。

カナダのようなクローバック制を導入し、高所得者に対する基礎年金の 支給額を削減することが必要である。それにより、最大で消費税率換算で 約7% の予算が捻出できる(白石、2009)。「人生前半の脱家族化」をすす めるには、予算改革を行うだけでなく、日本の基礎年金の改革も必要であ る。

今後の日本で「人生前半の脱家族化」をすすめていくには、その財源を 捻出するために、年金改革や高齢者の就労政策も同時に検討していくこと が必要だろう%。このように人生全般に対する教育・労働・福祉政策を総 合的に検討していくためには、「脱家族化」概念を広げ、視野を拡大する ことが必要だというのが社会政策学会大会報告での主張であった。

7. 「脱家族化」概念の拡張は福祉・教育研究に有効か?

上記の内容のエッセンスが、「1. はじめに」で述べた社会政治研究会で の英語報告である。以上を前提として、同会で田村氏から「脱家族化」概 念を拡張してしまうと、「脱商品化|概念と同じになってしまうのではな いかという指摘を受けた。この指摘をもとに、「脱家族化」概念の拡張が 適切なものか、また、福祉・教育研究に有効かを考えたい。

第一に、「脱家族化」概念の拡張は、福祉・教育予算の研究に有効であ る。なぜなら、4. (2) で行ったように、「脱家族化」概念を拡張しケアだ けでなく教育を含ませてはじめて、スウェーデンの基礎自治体が、保育・ 就学前教育・高校までの教育という「人生前半の脱家族化」を、介護とい う「人生後半の脱家族化」よりも重視しているという分析ができるからで ある。

福祉と教育の予算を人生全体の視点からとらえて分析するためには、「脱

家族化」概念の拡張が有効であることは、4. (2) で示せたと考える。

なぜ福祉と教育の予算を全体としてとらえる必要があるのか。筆者が「脱家族化」概念の拡張を主張するのは、何もかもすべて家族に任せればよいという日本の「家族主義」を変えていくには、ケアという福祉分野を見ていくだけでは足りず、教育費の家族負担の問題も考慮して、人生全体の問題としてとらえていく必要があるからである。大学授業料など子どもが若いときの親の多大な教育費負担は、親への負債感をうみ、家族ケアの当然視につながる可能性がある。この問題を考えるには、「脱家族化」概念を拡張し、ケアだけでなく教育も視野に入れて、福祉・教育予算を分析していくことが必要である。

第二に、「脱家族化」概念を拡張してしまうと、「脱商品化」概念と同じ になってしまうか否かを考えよう。

筆者の主張するとおり、「脱家族化」概念を教育にまで拡張したとしよう。拡張した場合、教育費負担を家族が負担しないことが「脱家族化」としてとらえられることになる。

田村氏の指摘は、「教育費負担を家族が負担しないことは『脱商品化』ではないか。『脱家族化』 概念を教育にまで拡張すると、『脱家族化』 概念は 『脱商品化』 概念と同じになるのではないか。教育にまで拡張すると、ジェンダーという視点からの分析の強みが 『脱家族化』 概念から失われてしまう 」ということだったと理解している。

たしかに、「脱家族化」概念を教育にまで拡張すると、保育や介護がもっぱら女性に押しつけられている問題を、ジェンダーという視点から分析する強みが「脱家族化」概念から失われてしまうというデメリットはある。 しかし、そのデメリットよりも、上記で述べたように福祉と教育の予算を 人生全体の視点からとらえて分析するメリットの方が大きいと筆者は考える。

また、教育費負担を家族が負担しないことは「脱商品化」と同じではない。エスピン・アンデルセンの「脱商品化」の定義を見よう。「この概念

は、個人や家族がどれほど市場への参加とは無関係に、社会的に受け入れ られる生活レベルを維持できるかという程度に関するものである| (Esping-Andersen 1990: 37. 訳 41)。 つまり、「脱商品化」は、労働者 が市場において単なる労働力商品としての立場から開放されている程度を いう。

ここでポイントになるのは、「脱商品化」を具体的にどの指標で測るか ということである。エスピン・アンデルセンが『福祉資本主義の三つの世 界」で採用した指標の要素は、①社会保険(年金、失業保険、疾病保険) の現金給付の標準的な純収入にたいする比率 (所得代替率)、②その受給 資格をえるための加入年数要件、③年金財政のうち個人負担の比率、④失 業保険・疾病保険のカバレッジ(労働力人口に占める加入者の比率)およ び65歳以上人口に占める公的年金受給者の比率、などである(Esping-Andersen 1990. 大沢 2013)。そこには、教育費を公的に負担する比率は 入っていない。

よって、教育費負担を家族が負担しないことを「脱商品化」概念に含め ることは、「脱商品化」概念の拡張になる。

しかし、「脱商品化 | 概念までも拡張することは本論は主張していない。 教育費負担を家族が負担しないことを測ろうとするには、「脱家族化」概 念だけを拡張すればよいというのが本論の主張である¹⁰。

したがって、本論のように従来の「脱商品化 | 概念を維持したままなら、 「脱家族化」概念を教育費負担まで拡張しても「脱商品化」と同じ概念に はならないと考える。

付記

本研究は JSPS 科研費挑戦的萌芽研究 25590119 の助成を受けたものである。記 して厚く感謝したい。

参考 表 2 対日本円スウェーデン・クローナ年平均相場

単位:1クローナあたり円

1989	21.40
1990	24. 46
1991	22. 28
1992	21.75
1993	14. 18
1994	13. 23
1995	13. 10
1996	16. 20
1997	15.80
1998	16. 39
1999	13.70
2000	11. 75
2001	11. 75
2002	12.88

2003	14. 33
2004	14. 72
2005	14. 74
2006	15. 76
2007	17. 41
2008	15. 62
2009	12. 23
2010	12. 16
2011	12. 25
2012	11. 76
2013 四半期 1	14. 31
2013 四半期 2	15.06
2013 四半期 3	15. 09

出典: 1992 年までは(樋口, 2005)。それ以降は、Sveriges Riksbank, 2013, "Search interest & exchange rates"より筆者作成。

拉文

Bonoli, Giuliano. 2007. "Time Matters: Postindustrialization, New Social Risks, and Welfare State Adaptation in Advanced Industrial Democracies" *Comparative Political Studies* 40 (5): 495–520.

Eichhorst, Werner, and Ole Wintermann. 2005. "Generating legitimacy for labor market and welfare state reforms: The role of policy advice in Germany, the Netherlands, and Sweden." IZA Discussion Papers.

Esping – Andersen, Gøsta. 1990. The three worlds of welfare capitalism:
Polity Press. (岡沢憲美・宮本太郎監訳, 2001, 『福祉資本主義の三つの世界
——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房)

-. 1999. Social foundations of postindustrial economies: Oxford: Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎――市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)

- -. 2000. "A welfare state for the 21st century." Report to the Portuguese Presidency of the European Union, Lisbon.
- ESV. 2010. Tidsserier Statsbudgeten 2009.
- Gustafsson, Björn, Mats Johansson, and Edward Palmer. 2009. "The welfare of Sweden's old-age pensioners in times of bust and boom from 1990." Ageing & Society 29 (04) : 539-61.
- Hieda, Takeshi. 2012. Political institutions and elderly care policy: comparative politics of long-term care in advanced democracies. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Iversen, Torben, and John D. Stephens. 2008. "Partisan Politics, the Welfare State, and Three Worlds of Human Capital Formation." Comparative Political Studies 41 (4-5) : 600-37.
- Lindquist, Gabriella Sjögren, and Eskil Wadensjö. 2012. Income Distribution among those of 65 Years and Older in Sweden: Citeseer.
- Lynch, Julia. 2006. Age in the welfare state: the origins of social spending on pensioners, workers and children, Cambridge: Cambridge University Press.
- Molander. Per. 2000. "Reforming budgetary institutions: experiences." Pp. 191-214 in Institutions, Politics and Fiscal Policy, edited by R. Strauch and Jürgen von Hagen, Boston: Kluwer Academic Publishers.
- Molander, Per, and Jörgen Holmquist. 2013. "Reforming Sweden's budgetary institutions – Background, design and experiences." Rapport Finanspolitiska rådet 1.
- OECD. 1998. "OECD economic surveys: Sweden".
- Pensionsmyndigheten. 2013."Budgetunderlag och anslagsuppföljningar."
- Regeringens proposition. 1995/96:222. "Vissa åtgärder för att halvera arbetslösheten till år 2000, ändrade anslag för budgetåret 1995/96, finansiering m.m.".
- -. 1996 / 97: 150. "1997 års ekonomiska vårproposition." Stockholm: Riksdagen.
- Riksrevisionen. 2006. Arbetsförmedlingen och de kommunala ungdomsprogrammen. Stockholm: Riksrevisionen.

- Saraceno, Chiara. 2004. "De-familisation or re-familisation? Trends in income-tested family benefits." Pp. 68-88 in *Solidarity Between the Sexes and the Generations: Transformations in Europe*, edited by Trudie Knijn and Aafke Komter. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- -. 2010. "Social inequalities in facing old age dependency: a bi generational perspective." Journal of European Social Policy 20 (1): 32-44.
- Saraceno, Chiara, and Wolfgang Keck. 2009. "The institutional framework of intergenerational family obligations in Europe: a conceptual and methodological overview." MULTILINKS project report.
- -. 2010. "Can we identify intergenerational policy regimes in Europe?" *European Societies* 12 (5) : 675–96.
- -. 2011. "The Multilinks data base on the institutional framework of intergenerational family obligations in Europe. Conceptual framework, indicators and first analyses".
- SCB. 2006. Statistisk årsbok för Sverige 2007. Stockholm: Statistiska centralbyrån.
- 2014a. "Kostnad och nettokostnad för kommunens driftverksamhet efter region och verksamhetsområden. År 1998–2013."
- -. 2014b. Statistisk årsbok för Sverige 2014 = Statistical yearbook of Sweden 2014. Stockholm: Statistiska centralbyrån.

Socialstyrelsen. 2010. "Social rapport 2010."

- SOU. 1994 : 20. Reformerat pensionssystem : betänkande av Pensionsarbetsgruppen. Stockholm: Fritze.
- -. 1996: 34a. Aktiv arbetsmarknadspolitik: betänkande. Stockholm: Fritze.
- . 1996 : 34 b. Aktiv arbetsmarknadspolitik : betänkande. Expertbilaga.

 Stockholm: Fritze.

Svenska Dagbladet. 2012. "Svenska lärare lågavlönade i Europa."

- Swedish Ministry of Finance. 2001. An account of fiscal and monetary policy in the 1990s: from the spring budget bill of 2001. Stockholm: Ministry of Finance, Regeringskansliet.
- Taylor-Gooby, Peter. 2004. "New social risks and social change." Pp. 1-28 in New risks, new welfare: the transformation of the European welfare state, edited by Peter Taylor-Gooby: Oxford University Press.

- Tepe, Markus, and Pieter Vanhuysse. 2010. "Elderly bias, new social risks and social spending: change and timing in eight programmes across four worlds of welfare, 1980-2003," Journal of European Social Policy 20 (3) : 217–34
- Tidningarnas Telegrambyrå. 1996. "Ett starkt pensionssystem till priset av en svagare statsbudget."
- Wadensiö, Eskil, 2011, "De äldres återkomst till arbetsmarknaden: ett långsiktigt perspektiv." in Arbetskraftsundersökningarna (AKU) 50 år. Fyra forskarbersbektiv på arbetsmarknaden. Bakgrundsfakta 2011: 3. edited by SCB.
- 青木 紀. 2005. 「貧困・低所得家族の教育戦略の現実から何が見えるか―教育 社会学の課題― | 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』97:105-126.
- アンダーソンカレン・M,2004,「スウェーデンの年金改革——成熟した年金シス テムにおける抜本的改革 | 新川敏光・ジュリアーノ・ボノーリ編『年金改革 の比較政治学』ミネルヴァ書房、25-55.
- 伊集 守直, 2014. 「地方分権と政府間財政関係―スウェーデンを事例に― |
- 伊集 守直・古市将人、2013、「スウェーデンの財政再建と予算制度改革―96 年 予算法制定を中心に|井手英策編『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書 房. 202-220.
- 井堀 利宏, 2009, 『誰から取り、誰に与えるか――格差と再分配の政治経済学』 東洋経済新報社.
- 大岡 頼光, 2010, 「財政危機下のスウェーデンの教育投資の研究――高齢者と 若者の世代間連帯を求めて | 『中京大学現代社会学部紀要』4(1):1-31.
- 2014. 『教育を家族だけに任せない:大学進学保障を保育の無償化か ら | 勁草書房.
- 大沢 真理、2013. 「福祉レジーム論から生活保障システム論へ」 『GEMC journal:グローバル時代の男女共同参画と多文化共生:Gender equality and multicultural conviviality in the age of globalization (9): 6-28.

- 小内 純子, 2009, 「スウェーデン過疎地における地域再生運動と支援システム (下)「イェムトランドモデル」を支える構造|『社会情報』18 (2) : 1-13.
- 菊地 英明, 2009, 「イギリスにおける低所得者対策 - 所得保障と就労支援(特集イギリスの社会保障—ニューレイバーの10年)」『海外社会保障研究』 (169): 29-38.
- 厚生労働省, 2013, 『海外情勢報告』(http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/, 2014.9.7).
- 財務省財政制度等審議会, 2014, 「海外調查報告書」(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/kaigaichyosa2607/, 2014.9.9).
- 佐藤 岩夫, 2009, 「「脱商品化」の視角からみた日本の住宅保障システム」 『社 會科學研究』 60 (5) : 117-41.
- 自石 浩介, 2009,「年金改革の選択肢」『PIE/CIS Discussion Paper』
- 田中 秀明, 2011a, 『財政規律と予算制度改革: なぜ日本は財政再建に失敗しているか』日本評論社.
- 2011b,「年金・扶助・租税の一元化:保険原理と再分配原理をどう バランスさせるか」『PRI Discussion Paper Series』(No.11A-07)
- -----, 2013, 『日本の財政:再建の道筋と予算制度』中央公論新社.
- 田中 里美, 2009, 「国際比較の中の日本の高齢者福祉政策の特徴」『現代社会学』 (10): 75-84.
- 西岡 晋, 2009, 「比較福祉国家研究のなかの政治学:社会学との隔絶と接近の位相 | 『金沢法学 | 52 (1) :35-105.
- 稗田 健志, 2011a,「『新しい社会的リスク』の比較政治経済学」(http://www.waseda.jp/wias/researchers/monthly/spot_t_hieda.html, 2014.8.10).
- ─────, 2011b, 『普遍主義的ケア政策の成立要因─高齢者介護政策の日米瑞 比較─」、早稲田大学高等研究所(WIAS).
- 樋口 修, 2005, 「スウェーデンの「基礎的キャッシャーサービス法」の制定と 見直し――国と郵便局の金融サービス提供に関する検討の実例」『レファレン ス』 2005.4: 27-54.
- 広井 良典, 2006, 『持続可能な福祉社会:「もうひとつの日本」の構想』 筑摩書房.

- 藤岡 純一、2001、『分権型福祉社会スウェーデンの財政』有斐閣、
- 三菱 UFI リサーチ&コンサルティング株式会社、2006、『欧米先進国における社 会保障制度と会計検査の現状と課題に関する調査研究』(http://www. jbaudit.go.jp/effort/study/pdf/h18_01_all.pdf, 2011.6.7).
- 柳澤 房子, 2005. 『我が国およびヨーロッパにおける高齢者雇用政策』少子化・ 高齢化とその対策総合調査報告書
- 矢野 追和 2011 『「習慣病」になったニッポンの大学――18歳主義・卒業主義・ 親負担主義からの解放』 日本図書センター.
- 労働政策研究・研修機構、2004、『欧州における高齢者雇用対策と日本:年齢障 壁是正に向けた取り組みを中心として』 労働政策研究・研修機構.

注

- 1 スウェーデン・クローナの対日本円年平均相場は、文末の参考表2を参照。
- ² この奨学金の増額は、前述のように大学生数を急増したためである。1990 年代 後半の奨学金の支給水準にはほとんど変化がない。
- 3 就労不能給付(incapacity benefits)は働けない者に給付される。(菊地、2009: 33.37)を参照。
- 4 1993年の財政調整制度改革で、コミューンに交付されていた特定補助金のなか で、とくにその主要事務である教育、児童福祉、老人福祉を中心に一般財源化 が実施された (伊集. 2014: 12)。
- ⁵ 図4の各項目についての説明は、(藤岡, 2001: 158-160) を参照。
- 6 ただし、これは地方自治体が結果として、「人生前半の脱家族化」をより重視し たのであり、国家予算編成の段階で「人生前半の脱家族化」を目指した予算が 作られたわけではない。地方自治体への補助金は、教育等に限定された補助金 ではなく、一般交付金だったからである。

また、教育等の予算の伸び率がより大きくても、コミューンの担当する教育に 問題が無いわけではない。現在のスウェーデンの小中高教員の給与は低い。下 記の図14は各国の教員月収の最高額を示す(Svenska Dagbladet, 2012)。

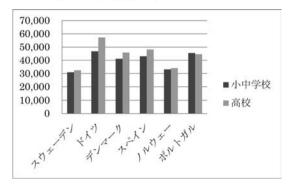


図 14 教員の月収最高額(単位:スウェーデンクローナ)

(出所)Svenska Dagbladet(2012) より作成。

これは、1990年代の国の財政危機の中で、教員給与の支払い責任が、国から 地方自治体に移されたためかもしれない。全国ほぼ一律の給与が保障されてい た教員は、自治体ごとに異なる給与を受け取ることになった。財政力のない自 治体が、教員給与を下げたために、現在のような事態になった可能性がある。

- ⁷ モランデルへのインタビュー。2014.8.13.
- ⁸ モランデルへのインタビュー。2014.8.13.
- ⁹ 高齢者の就労は、若者の就労を妨げないという研究もある(柳澤, 2005: 160-161)。
- 10 「脱商品化」概念を拡張した例として、佐藤岩夫が法社会学の立場から住宅保障を比較研究した佐藤(2009)がある。佐藤は、住宅の脱商品化の程度を、「人びとが住宅を確保する際に、労働市場・住宅市場に依存する度合いの強弱」と定義し、この視角で、住宅保障システムを比較分析した。